

第4回タウンミーティングの意見交換内容について

■日時：平成25年4月26日（金）午後7時00分～8時30分

■場所：西部公民館 参加者：熊本市教育委員長、教育委員（3名）、教育長、市内在住者及び勤務者（41名）

No.	提案・要望	回答	提案・要望を受けての今後の対応方針	担当課
1	<p>○教職員の学歴について 熊本の教職員は、最終学歴ではなく、出身高校を問われ、書かされることがあると聞くと、実際はどうか。</p>	<p>教職員に出身高校を尋ね、記載させるようなことはない。教職員を学歴で評価するのではなく、教職員一人ひとりの在り様を評価することが重要である。（教育長）</p>		
2	<p>○いじめに対する取組みについて 熊本市のいじめに対する取組みについて聞きたい。また、教育委員のいじめに対する思いも聞きたい。</p> <p>子ども達は、先生に言えばどうにかしてくれるという思いがあるはず。教職員の人間性の育成を最優先に取組んでほしい。（要望）</p>	<p>いじめに対する取組みとしては、これまで定期的に「いじめアンケート」を実施しており、昨年度の中学生の子ども議会からの提案を受け、悪いことだけでなく、良い事も記入できるよう見直し、名称も「きずなアンケート」に変更したところである。（教育長）</p> <p>いじめを少しでも減らすためには、相手の気持ちになって考えることのできる「徳」の心を養うことが重要である。いじめは無くなることはない、存在するものとして、対策を検討することが必要である。</p> <p>子どもの成長の仕方は、千差万別であるため、ひとつの決まったペースの中で教育を施そうとしても、それに合わない子どもが出てくることは必然である。不登校になった場合は、子どもにもよるが、学校に戻そうとしない方が効果的なときもある。（委員長）</p> <p>「いじめ」という言葉が、広い意味で使われ過ぎていると感じている。いじめの中身は、軽いものから犯罪的なものまで様々であるので、それらを分類して、それぞれにあった対策を検討することが重要である。（教育委員）</p>	<p>本市は、毎年6月を「いじめ根絶強化月間」と定めており、各学校においては地域や関係団体等と連携を図りながら具体的な取組みを行っている。</p> <p>また、毎月の「きずなアンケート」のほか、毎年11月には、子ども達の内いじめを含めた学校生活の実態を把握する「心のアンケート」を実施し、アンケート等で明らかになったいじめについては、教育相談や個別の指導等で完全解消に向け取組んでいる。</p> <p>さらに、子どもたちが気兼ねなく、安心して相談できる教育相談体制を整えるため、25年度はすべての中学校でスクールカウンセラーへの相談ができる体制を整えたところである。</p> <p>今後も、いじめ防止の指導書「いじめ・不登校ハンドブック」の改訂を進めながら、いじめの未然防止と早期対応に全力で取組んでいく。</p>	総合支援課
3	<p>○小学校区について 校区に関係なく小学校は自由に選べるのか。</p> <p>私は、春日校区に住んでいるが、熊本駅の東口側に住んでいる子どものほとんどは、五福小学校に通っている。しかし、地域として、不登校等の対応に関わるのは、春日校区であり、校区と自治会の不一致により、連携が大変取りにくい状況のため、緩衝地区をできるだけ狭めてほしい。</p>	<p>基本的には、通学区域内の学校に通うことになるが、通学の安全性や距離等の関係から、自治会の了解を得たうえで、一部に緩衝地区を設けている。また、両親共働きの場合等は、一時帰宅先がある通学区域内の小学校に通学することも認めている。（教育委員会事務局）</p> <p>緩衝地区は、通学の安全性や距離等の関係から設定された経緯もあるため、まちづくりの関係部署等と連携を図りながら、対応を検討していきたい。（教育委員会事務局）</p>	<p>緩衝地区については、地域の要望により、自治会等の了解を得たうえで、学校規模、通学の安全性や距離等を検討し、教育委員会で決定している。緩衝地区の縮小については、地域の住民や関係団体等と協議を図りながら、区まちづくりの関係部署と対応を検討してまいりたい。</p>	学務課

No.	提案・要望	回答	提案・要望を受けての今後の対応方針	担当課
4	<p>○学校規模適正化について 今後のスケジュールはどうなっているのか。</p>	<p>まずは、報告書の内容を校区自治協議会やPTAに説明を行い、意見を伺いながら、今年度中に計画を策定し、26年度から具体的に進めていく予定である。 (教育委員会事務局)</p>	<p>昨年度、熊本市学校規模適正化検討委員会より、適正化の考え方や方策等をまとめた報告書の提出を受けた。今年度、適正化が必要と考えられる校区の関係自治協議会及びPTAに報告書の内容説明を行い意見を伺いながら、適正化計画を策定する。また、平成26年度からは、地域住民及び関係団体等と協議を行いながら、計画の実施に取組んでいくこととしている。</p>	学務課
5	<p>○不登校について 不登校の定義はどうなっているか。市独自の定義があるのか。</p> <p>「7日連続で休まないとカウントされない」や、「卒業式前に出席すると欠席日数がゼロになる」等、欠席日数を少なくカウントしていると聞いたが、実際はどうなのか。</p> <p>子どもがわくわくする魅力ある学校づくりをお願いしたい。</p>	<p>不登校の定義は、国(文科省)が「30日以上欠席」と定めており、本市もそれに基づいている。不登校に満たない欠席日数であっても、対策を講じている。 (教育委員会事務局)</p> <p>学校から毎月報告をもらい、その都度、確認を行っているため、そのような事はない。 (教育委員会事務局)</p>	<p>教育委員会が月例報告で「7日連続」の欠席者の報告を求める根拠は、学校教育法施行令第20条「校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。」によるものである。</p> <p>今後も、報告にかかる疑問点については、丁寧に対応していきたい。</p>	総合支援課
6	<p>○家庭教育について 近年、PTA等でも家庭教育の重要性を伝える取組みが減っていると感じるが、家庭教育の重要性を保護者に伝える良い策はないか。</p>	<p>学校教育と併せて、家庭教育の重要性も保護者の方に大いに伝えていかなければならないと感じている。家庭教育と学校教育とが、共に充実していくことが必要である。 (教育長)</p> <p>教育委員会が家庭教育の重要性を述べることは大変難しいが、家庭教育がより充実すれば、学校教育もより充実するものとする。 (委員長)</p>	<p>本市では、生涯学習指針において家庭教育力の向上を施策の一つとして位置づけている。</p> <p>取組み例として、子どもとの接し方、しつけ等について専門の講師を派遣し、講話やワークショップを行う「家庭教育セミナー」や「乳幼児ママパパ教室」の開催、保護者自らが家庭教育に関する講座を企画立案しながら、自主的・計画的に実施する「家庭教育学級」の実施、あるいは公民館において子育てに関する情報を交換したり、悩み事を互いに相談できる集いの場である「子育てサロン」等がある。</p> <p>また、関心の低い方や仕事の関係で学習の場に参加したくてもできない方へ、十分な学びの提供ができるよう小中学校だけでなく、職場である民間事業者に対しても家庭教育セミナーの活用を勧め、家庭教育支援に努めていく。</p>	生涯学習推進課